

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会の中止・延期に伴う更新許可申請時の留意事項について

(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可更新を受けようとする者は、当該事業を行うに足りる技術的な能力を説明する書類を申請書に添付する必要があり、岐阜県では公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関する講習会の修了証（以下「修了証」という。）の写しの添付を求めています。

国内において、新型コロナウイルス感染者の爆発的な増加を回避するため、大規模イベント等の開催の中止、延期又は規模縮小等の検討の要請がなされている中、当該講習会が当面の間中止・延期となっており、これに伴い、令和2年4月以降の（特別管理）産業廃棄物処理業の更新許可申請において、修了証の写しを提出することができなくなることが予想されます。

については、当該講習会の中止・延期により更新許可申請時に修了証の写しが提出できない場合の取扱いについては下記のとおりとしますので、御留意ください。

記

(1) 対象となる事業者

令和2年4月以降に許可の有効期限を迎える産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者で、前述の講習会の修了証の写しを添付することができない事業者（既に許可有効期限を超過している事業者を除く。）

(2) 許可事務時の留意事項

- ・更新許可申請時に修了証の写し以外の申請に係る書類を揃えて提出してください。
なお、申請時に「講習会の開催が再開された場合には、速やかに講習会を受講し、修了証の写しを提出する」旨を記載した誓約書（別添参考様式を参照）を提出してください。
- ・講習会の開催が再開された場合には速やかに講習会を受講するとともに、修了証の写しを提出してください。修了証の写しが提出されない場合は、受講計画の確認等を行ったうえで、不許可処分をすることがあります。
- ・修了証の写しが提出されるまでは当該処理業許可の更新を認めないので注意してください。なお、許可の更新に関し、行政庁が処分するまでの間は、従前の許可の有効期限の満了後も当該許可がなおその効力を有するとされています。